

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 竜王町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.6%
全職員	81.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	87.8%
本庁課長補佐相当職	100.9%
本庁係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	99.9%
26～30年	83.7%
21～25年	86.6%
16～20年	96.0%
11～15年	99.9%
6～10年	93.6%
1～5年	104.1%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、時間給および日給で支払う会計年度任用職員については、雇用形態（勤務時間数）が多岐に渡ることから、集計から除いています。
- ・(1) 役職段階別「本庁部局長・次長相当職」ならびに(2) 勤続年数別「36年以上」の欄は、女性職員で該当者がいないため「—」としています。
- ・給与の差異は、扶養手当、時間外勤務手当等の支給状況や社会人（経験者）採用に伴う前職加算によるものであり、給与制度上、性別における待遇の差はありません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。